

## デジタルコンテンツの流通に向けて

凸版印刷株式会社  
法務部 萩原 恒昭

### 1. デジタル環境を利用したビジネスの発展のために

インターネットやCSデジタル放送などのデジタルメディアを利用したビジネスの発展には、多種多様なコンテンツの供給が必要であるといわれている。音楽、絵画や版画等の美術作品、写真、さらには映画や放送番組など、制作されたコンテンツをできるだけ多く利用できる環境が整備されることが重要である。

コンテンツの流通を促進するために、民間における積極的な取組みと政府の適切な支援の融合が不可欠である。コンテンツの中には、芸術的な面がかなり強い絵画や版画等の美術作品や、公衆にその内容を伝達することを目的とするものも多い写真や映画、放送番組などが混在し、いずれも著作物の範疇に入るとはいえ、その性格は一律ではない。従って、流通のための取扱いも著作物ごとに変わらざるを得ないことがある。

民間においては、デジタル環境でのコンテンツの流通を促すために、様々なコンテンツを仲介するビジネスに取り組んでいる。音楽の分野においては、著作権等管理事業法の下、日本音楽著作権協会（JASRAC）に続いて文化庁長官の登録を受けるべくある団体による著作権管理事業の申請がなされており、美術作品や写真等については既に著作権管理事業法とは無関係にそれらを仲介するビジネスが存在する。

一方、政府関係の動向として、これまでの仲介業務法<sup>1</sup>に代わり、著作権等管理事業法が本年10月1日より施行されたことがあげられる。これにより、より活発なコンテンツの流通が期待される。さらに、J-CISと称される著作権検索システムが試験的に開始されている。コンテンツを利用する上で権利処理の容易性が必須であるが、大いに寄与するものと考えられる。

### 2. デジタルコンテンツの流通に関する事業

凸版印刷では、いくつかのデジタルコンテンツ流通事業を行っている。その代表的なものが、1999年7月よりサービスを開始した、インターネット上で出版社等のコンテンツホルダーが保有する写真等のコンテンツを利用者に仲介する事業「Bitway」である。

#### (1) インターネット上でのデジタルコンテンツ流通事業

これは、出版社等のコンテンツプロバイダが保有するコンテンツ、その多くはグラ

---

<sup>1</sup> 「著作権に関する仲介業務に関する法律」(昭和14年4月5日法律第67号) 楽曲及び楽曲を伴う歌詞、小説、脚本について、仲介業務を行なおうとする者は文化庁長官の許可、使用料は同認可を必要とするとした。

ピア写真であるが、これらを「Bitway」コンテンツ配信サーバに集積し、さらに「Bitway」サーバから複数の有力サービスプロバイダ（ISP）にそのコンテンツを配信して、エンドユーザーに提供しようとするものである。そして、エンドユーザの利用対価はISPのもつ課金システムにより徴収され、ISPと「Bitway」の手数料を差し引いた残額が「Bitway」を通じてコンテンツホルダに還元されることになる。これにより、コンテンツホルダは単独で自らのサイトによりコンテンツの提供を行うよりもエンドユーザーへの販売チャンスが増え、且つ自ら対価徴収システムをもたずとも安全にコンテンツ利用料を確保することができる。

一方、ISPは自らのサイト上のコンテンツの量と質を豊富にすることができ、魅力的なサイトとすることができる。これによりアクセス数が増え、売上げを高めることが期待できる。さらに、エンドユーザは多種多様なコンテンツを有力ISPにアクセスすることで安全に手に入れることが可能となる。

以上のように、コンテンツ仲介事業「Bitway」はコンテンツホルダ、ISP、エンドユーザのすべての者にメリットがあり、デジタルコンテンツの流通に寄与する仕組みであると言える。

「Bitway」では次のような著作権処理ポリシーに基づき事業を行っている。自らは著作権者よりコンテンツを配信サーバに蓄積し、かつ複数のISPに送信することについて許諾を受ける。さらに、ISPが自らのサーバにコンテンツを蓄積し、不特定多数のエンドユーザに送信することにつき、サブライセンスを与えることについても許諾を受ける。

なお、エンドユーザにおいてはコンテンツをダウンロードできるが、著作権30条の私的使用の範囲でのみの複製が可能である。また、無断複製の事実を把握するために電子すかしが用意されている。これに著作権管理情報を含ませることができ、この著作権管理情報を改竄等すれば著作権侵害とみなされることになる<sup>2</sup>。

## （2）デジタルアーカイブ事業

一方、絵画や版画等の文化資産をデジタル化し、データベース化して出版、放送、電子媒体等への利用に供するデジタルアーカイブビジネス<sup>3</sup>も、劣化しない画像での文化資産の保存、研究の面とともにデジタルコンテンツの供給の面でも意義が大きい。

デジタルアーカイブ事業によるデジタルコンテンツの仲介にあたっては、美術作品の著作権者又は所有者とデジタルアーカイブ構築・運営者との間の利用についての利用許諾契約及びデジタルアーカイブ構築運営者と出版社等利用者との利用約款の整備が

---

<sup>2</sup> 著作権法 113 条 3 項。

<sup>3</sup> 「デジタルアーカイブ推進協議会」は経済産業省、文化庁、総務省の後援を受け、有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信するデジタルアーカイブ事業を支援する。<http://www.jdaa.gr.jp>参照。

重要である<sup>4</sup>。

### 3. 著作権等管理事業法の施行

#### (1) 著作権等管理事業法の概要

著作権等管理事業法の施行により、その第一条（目的）にあるように「著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用が円滑に」なることが期待される。この著作権等管理事業法では、従来の仲介業務法が規制対象著作物を楽曲と楽曲を併う歌詞、小説、脚本に限定していたものを、その対象をすべての著作物及び著作隣接権に広げた。従って、従来規制対象に含まれていなかった写真、絵画や版画等の美術作品等も対象となり、これらを管理する事業が著作権等管理事業にあたるかどうかを考慮しなければならない。

著作権等管理事業とは、管理委託契約に基づき著作物等の利用の管理を行う行為であって、業として行うものをいう（同法業2条2項）。そして管理委託契約とは、委託者と受託者の間の、

1. 著作権等を移転し、著作物等の利用の許諾等の管理を行う信託契約
2. 著作物等の利用の許諾の取次<sup>5</sup>又は代理<sup>6</sup>をさせ、それを併う著作権等の管理をさせる委託契約

のいずれかの契約をいう（同法第2条1項）。しかも、使用料の決定を受託者が行うものに限定される。

著作権等管理事業を行なおうとする者は、文化庁長官の登録を必要とし、また管理委託契約約款と使用料規程を届けなければならない。

現時点（2001年10月29日）において、文化庁長官の登録を受けた著作権等管理事業者は、旧仲介業務法において許可を受けていた（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）他3社<sup>7</sup>、及び音楽著作物及びレコードについての管理事業を目的とする（株）イーライセンス、及び絵画等の美術作品を対象とする（株）東京美術倶楽部の6団体である<sup>8</sup>。

ところで、このような条件を満たす事業者であっても、著作物の提供を伴う場合は、「著作権者の意思の伝達」であって、この法律にいう著作権等管理事業者にあたらな

---

<sup>4</sup> 「デジタルアーカイブ推進協議会」は、『デジタルアーカイブ 権利問題と契約文例』を提供する。<http://www.jdaa.gr.jp/public/kenri/kenri.html>参照。

<sup>5</sup> 取次とは、自己の名をもって、しかも、他人の計算において法律行為をすることを引き受ける行為をいう（商法502条11号）。

<sup>6</sup> 代理とは、ある人Aと一定の関係にある者Bが、AのためにCとの間で意思表示を行ない、あるいは受けることによって、その意思表示の法律効果が直接Aについて生ずるという制度（民法99条）。

<sup>7</sup> 著作権等管理事業法附則3条（旧仲介業務であった著作権等管理事業に係る経過措置）。

<sup>8</sup> <http://www.bunka.go.jp/8/6/VIII-6-H.html>参照

いとされる<sup>9</sup>。従って、この解釈に基づけば、インターネット上のコンテンツ流通事業の多くはこの著作権等管理事業の範囲に入らないといえよう。

#### (2) 音楽著作物の流通と指定管理事業者

デジタルコンテンツのインターネット上の流通事業において、音楽著作物は極めて魅力的な素材である。前述した「Bitway」においても、「デジ譜<sup>®</sup>」という音楽著作物を配信している。日本音楽著作権協会（JASRAC）から利用許諾を得、その使用料規程に基づき、インタラクティブ配信についての使用料を支払っている。

著作権等管理事業法施行後、JASRAC は既に指定管理事業者<sup>10</sup>に認定され、利用者代表の求めがあったとき、利用区分ごとに使用料の協議を利用者代表と行なうことが義務づけられている（著作権等管理事業法第 23 条 2 項）。さらに協議が成立しないとき、文化庁長官の裁定を申請することができ、その裁定に従うことになる（同法 24 条 1 項乃至 6 項）。

これにより、音楽著作物利用者の立場からは従来にもまして納得性のある使用料の設定を期待することができる。

#### 4. 音楽著作物を巡る最近の事件

ところで、音楽著作物の流通の活性化はデジタルコンテンツ流通事業者だけでなく、当然にして個人ユーザーにとっても期待は大きい。個人ユーザーは、できるだけ安く若しくは無料でデジタル音楽著作物入手し、楽しもうとする。個人ユーザー間で音楽著作物を無料で交換できる米国の Napstar に関する事件<sup>11</sup>はあまりにも有名である。

---

<sup>9</sup> コピーライト 7 月号における文化庁長官官房著作権課課長補佐河瀬真氏の講演録「著作権等管理事業法の内容と運用について」において、同氏は「著作物等（コンテンツ）の提供に付随して行われる権利者の許諾の意思の伝達と書いてありますが、これはフォトエージェンシー、パソコン販売、ネットワークの配信などでよく見られる形態です。（中略）そのあらかじめ許諾をしてもらっている事実（権利者の許諾の意思）について、フォトエージェンシーは、利用者にフィルム等を提供する際にその旨を伝えるわけです。この場合は、写真家とフォトエージェンシーの間に委託・受託の関係がありませんので、管理事業法の適用がないという整理になります。」（同誌 6 頁）と説明する。

<sup>10</sup> 著作権等管理事業法 23 条 1 項は次のように規定する。「文化庁長官は、著作権等管理事業者について、その使用料規程におけるいずれかの利用区分において、すべての著作権等管理事業者の収受した使用料の総額に占めるその収受した使用料の額の割合が相当の割合であり、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該著作権等管理事業者を当該利用区分に係る指定著作権等管理事業者として指定することができる。

一 当該利用区分において収受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の収受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該著作権等管理事業者の使用料規程が当該利用区分における使用料の額の基準として広く用いられており、かつ、当該利用区分における著作物等の円滑な利用を図るために特に必要があると認める場合」

<sup>11</sup> A&M Records, Inc. v. Napstar, Inc. 114 F. Supp. 2d 896 (N.D. Cal 2000), (9th Cir. 2001)

さらに、米国レコード協会（RIAA）参加のレコード会社及び米映画産業協会（MPAA）の参加の映画製作・配給会社は、純粋な peer to peer ソフトを開発し、Kazaa.com を介して配信しているオランダの Fasttrack、西インド諸島に本社を置き、同社のソフトを配信している Grokstar Ltd.、および Fasttrack のソフトを基本ソフトとする Morpheus と称される peer to peer ソフトを開発し、ユーザに頒布、利用させている Musiccity Networks Inc. を、著作権侵害で 2001 年 10 月 2 日にカリフォルニア州中部地区連邦地裁に訴えた。原告の主張によれば、被告の行為は、彼らのユーザに著作物（レコード、動画）の無許諾の複製や頒布等の直接侵害をさせており、これは寄与侵害及び代位責任に相当するというものである。

Napstar 事件においても原告から同様の主張がなされ、裁判所において概ね認容されたが、この事件における被告三者の行為は Napstar と異なり、コンテンツ交換ソフトを提供するだけで、ネットワーク上でのユーザ間の実際のコンテンツ交換には介在しない。このような行為には、Napstar 事件の控訴審判決で寄与侵害及び代位責任を認める根拠となった、ユーザによる著作権侵害の事実を知り、それに関与し、更に監督することができるという要件を備えることが困難ではないかと思われ、裁判所の判断が注目される場所である。

一方、日本においても、新聞報道によれば、あるベンチャー企業により、Napstar と同様の音楽著作物交換システムのサービスが開始されるようである。しかも、サーバを外国に設置するとの情報もあり、そうであれば国際裁判管轄及び準拠法の問題も生じることになる。今後音楽著作権関係を中心にこれらの問題についての議論が一層盛んになることは間違いない。

## 5 . J-CIS への期待

デジタルコンテンツ流通事業が進展するために、これまでに述べたようなビジネス環境整備とそれに対応した法整備が重要であるが、著作権及び著作隣接権侵害を発生させないための事前の権利処理のためのシステム整備も重要である。著作権及び著作隣接権は無方式で権利が成立するため、利用しようとするコンテンツの権利者を特定することが困難な場合が多い。権利者特定のための作業が面倒なために、無断でコンテンツを利用するということが往々にしてあろう。

J-CIS は権利処理のための先駆的なツールであり、現在試験的な運用がなされている。J-CIS（Japan Copyright Information Service）著作権権利情報集中システム」とは、各分野の権利者団体が個々に管理している著作権の権利情報（著作物の題号、著作者名、権利者名、権利処理のための連絡先等）のデータベースを横断的に検索することにより、利用者の必要とする権利情報を一元的に提供するシステムである。J-CIS にアクセスすることにより、すべての分野（当面、音楽分野（音楽の森 Music Forest (MINC)）、美術・写真・グラフィック分野（日本美術著作権機構 (APG-JAPAN)）、書籍分野（社

日本書籍出版協会 (Books)、映像分野 (映像著作権協議会 (IMC)・メディア教育開発センター (NIME))がそのデータベースを J-CIS に提供することになっている。今後フイービリティ・スタディを通じてより使い勝手のよいシステムにバージョンアップされ、これを用いた著作権処理を通じてデジタルコンテンツ事業の進展に貢献することが期待される。